

## 高崎市特定子ども・子育て支援施設等指導及び監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する第14条第1項に基づいて行う調査・指導等及び法第58条の8第1項に基づいて行う監査における基本的事項を定める。

### (目的)

第2条 調査・指導等及び監査は、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

### (指導等及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導等及び監査の対象は、特定子ども・子育て支援施設等の設置者又はその職員若しくは特定子ども・子育て支援施設等の設置者であった者又はその職員であった者とする。

### (指導方針)

第4条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施する。

### (指導等の形態)

第5条 指導等の形態は、次の通りとする。

- (1) 集団指導は、市が特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）に対し、必要があると認める場合に、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導は、市が特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行うとともに、その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

### (指導対象の選定基準)

第6条 指導等は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効果的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

- (1) 集団指導

ア 法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、概ね1年以内に実施する。

イ 制度改正や過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し、実施する。

## (2) 実地指導

年度ごとに実地指導実施計画を策定することとし、その実施回数は原則として3年に1回実施するものとする。ただし、特定子ども・子育て支援施設等が次のア及びイのいずれかに該当する場合は、年に1回実施する。

ア 運営基準の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項を求めたが未実施であること等により、継続指導の必要があると認められるとき。

イ 所管課等と協議し、年1回実施する必要があると認められるとき。

なお、上記にかかわらず、継続して指導の必要性がある場合又は特に必要と認められる場合は隨時実施する。

### (指導方法等)

第7条 指導方法等は次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

ア 実施通知は、指導対象となる特定子ども・子育て支援提供者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定子ども・子育て支援提供者に通知する。

イ 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

#### (2) 実地指導

ア 実施通知は、指導対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者に通知する。なお、日時については、施設等の特定子ども・子育て支援の計画的な実施に支障が生じないよう調整を行う。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 実地指導を行う担当者数

(エ) 準備すべき書類等

イ 実地指導は、運営基準の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

### (指導結果の通知)

第8条 実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項を含め、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

### (改善報告書の提出)

第9条 特定子ども・子育て支援施設等に対して文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した指導結果の通知を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、指導結果の通知発送日から30日以内とする。

(指導結果の公開)

第10条 実地指導の結果のうち、文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として高崎市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

(監査への変更)

第11条 実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに次条から第19条までの規定により監査を行うものとする。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査方針)

第12条 監査は、市長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象となる特定子ども・子育て支援施設等の選定基準)

第13条 監査は、次の各号のいずれかに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査方法)

第14条 市長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、法第58条の8第1項に基づき、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。

2 確認権限がない違反疑義等に関する情報を得た場合は、確認権限のある市町村長に対し、当該情報を共有することとする。

(監査実施通知)

第15条 監査実施通知は、あらかじめ次に掲げる事項を文書により設置者等に対し通知する。ただし、必要と認める場合には、監査の開始時に文書を提示することによって行う。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の目的
- (3) 監査の日時
- (4) 監査の対象施設等
- (5) 監査の担当者数

(監査結果の通知等)

第16条 監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合については、設置者等に対し、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項による通知を行う場合には、改善期日を記載した監査結果通知を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、監査結果通知発送日から30日以内とする。

(行政上の措置)

第17条 違反疑義等が認められた場合には、必要に応じて認可等の事務を行う関係行政庁と連携を図りながら、法第58条の9又は第58条の10の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

市長は、法第58条の9第1項に基づき、次のアからウまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すること等を勧告することができる。特定子ども・子育て支援提供者は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

ア 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

イ 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

ウ 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

## (2) 命令

市長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつたときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令を行つたときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行つた群馬県知事等に通知しなければならない。

当該特定子ども・子育て支援提供者は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

## (3) 確認の取消し等

市長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

### （聴聞・弁明の機会の付与）

第18条 監査の結果、当該設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1号各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならぬ。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

### （不正利得の徴収）

第19条 勧告、命令又は確認の取消し等を行つた場合において、当該取消し等の基礎となつた事実が法第30条の3により準用する第12条に定める偽りその他不正の手段により施設等利用費を受けた場合に該当すると認めるときは、施設等利用費の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。

2 前項に加え、命令又は確認の取消し等を行つた特定子ども・子育て支援提供者について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、特定子ども・子育て支援提供者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。

### （その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。